

台風発生時の 荷主と運送人の責任範囲



荷主と運送人の責任範囲についてご講演いただきます。2018年に関西地方を襲った天災級の「超大型台風」を題材に実務上の留意点・事故発生の流れについて、具体的な事例を交えながら説明いたします。
また、最新の米国最高裁の判例や今年施行された中国海商法の改正についても解説いたします。

講師



仁井・星法律事務所
海事弁護士 仁井 稔大（にいとしひろ）
東京弁護士会所属

<取扱実績>

コンテナ船火災における国内外での訴訟
自動車専用船と貨物船の衝突への対応
貨物船とタンカーの衝突への対応
コンテナ船沈没における訴訟
引取拒否貨物への対応
大規模倉庫火災事故への対応 等



台 風

- ▶ 台風
- 2018年 台風21号
CY内の冠水、関空水没
- ▶ 米国最高裁の判例
- 現地運送人の選定責任
日本側の選定リスク
- ▶ 中国海商法の改正
- 2026年5月1日施行



開催日

2026年9月9日(水)
15:00 ~ 17:00



会場

大阪東京海上日動ビル
大阪市中央区城見2丁目2-53



定員

参加費無料
100名まで
(1社2名様まで)

締 切

下欄にご記入の上、**9月4日(金)**までにMAILにてお申込みください。
追ってお送りする事前アンケートの返信を確認次第、参加票をお送り致します。

お申し込みは下記URLよりお願いいたします。

<https://forms.gle/fudJPfGXpFnVnDGh6>

【Googleフォームを利用しております】



お問い合わせ先： セミナー事務局 株式会社インターリンク
担当： 井村 / 本村

<https://www.marineinsurance.jp/>
TEL : 03-5843-8811 HP-2609

※ご記入頂いた情報は、弊社が開催するセミナーや関連する各種ご案内のために利用させていただく場合がございます。
※本セミナーは、輸送業者様や貿易荷主様への情報配信を目的としております。
法律事務所様や保険業者様のお申込みを受け付けておりませんのでご了承下さい。